

食品安全委員会（第581回会合）議事次第

1. 日時及び場所

平成27年10月20日（火） 14:00～
大会議室

2. 出席委員（7名）

佐藤 洋（委員長）
山添 康（委員長代理）
熊谷 進
吉田 緑
石井 克枝
堀口 逸子
村田 容常

3. 議 事

（1）河野内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）挨拶

（2）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・農薬「1, 3-ジクロロプロペン」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「ヘキサコナゾール」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「メパニピリム」に係る食品健康影響評価について

（3）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

- ・プリオン 1案件
飼料用ゼラチン及びコラーゲンに関する規制の見直しについて
（農林水産省からの説明）
- ・農薬 6品目
 - [1] クレトジム
 - [2] シメコナゾール
 - [3] ニテンピラム
 - [4] ピリオフェノン
 - [5] プロヒドロジャスモン
 - [6] プロフェノホス（厚生労働省からの説明）
- ・農薬及び動物用医薬品 1品目
フィプロニル
（厚生労働省からの説明）

- ・ 肥料・飼料等 1 案件
普通肥料の公定規格の改正について
(農林水産省からの説明)

(4) その他

4. 配布資料

- (1-1) 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<1, 3-ジクロロプロペン>
- (1-2) 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<ヘキサコナゾール>
- (1-3) 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<メパニピリム>
- (2-1) 食品健康影響評価について
- (2-2) 飼料用ゼラチン等に関する規制の見直し(案)
- (2-3) 「クレトジム」「シメコナゾール」「ニテンピラム」「ピリオフェノン」「プロヒドロジャスモン」「プロフェノホス」及び「フィプロニル」の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について
- (2-4) 普通肥料の公定規格の改正に係る食品健康影響評価について